

# 関西・関東保育園・認定こども園の一時保育利用

## 実施要領(待機児童)

令和5年1月1日

総務部

児童福祉事業統括部

関西児童福祉事業部

関東児童福祉事業部

社会福祉法人日の出福祉会が運営する関西児童福祉事業部・関東児童福祉事業部の各保育園・認定こども園を職員が福利厚生の一環として一時保育を利用する際の実施要領(待機児童)を定めます。

### (1) 対象法人

社会福祉法人 日の出福祉会

社会福祉法人 博愛福祉会

医療法人社団 奉志会

### (2) 利用対象者

「関西・関東保育園・認定こども園の職員利用実施要領」の利用手順により**待機児童**となった**※認定こども(3号)**の対象法人の**※職員**。

\*これから入職する者も可。

※認定こども：保育園・認定こども園の入園条件である認定を各市町村から受けたこどもの事。この実施要領を利用するには、居住する市町村に申請し【3号】の認定を受ける必要がある。

3号認定：認定申込みは各市町村。保育園・認定こども園入園に必要

0歳児～2歳児

保育に必要な事由に該当する必要がある

※職員：上記認定こどもと税法上の扶養状況にかかわらず同一世帯であること

### (3) 利用可能保育園・認定こども園

① 関西児童福祉事業部

神戸市内：ふかえ虹こども園、おかもと虹こども園、かすみがおか虹こども園  
明石市内：あかし虹保育園、北おうじ虹こども園、めいなん虹保育園

## ② 関東児童福祉事業部

戸田市内：とだ虹保育園、こだま虹保育園

葛飾区内：かなまち虹保育園

さいたま市内：南よの保育園(現在休止中)

## (4) 利用手順

- ① 「関西・関東保育園・認定こども園の職員利用実施要領」の申請において利用内定とならず、入所保留通知が交付され待機児童となった場合(1号認定満三歳児認定を申請して入所保留となった場合3号認定申請すること)は、下記一時保育又ははじめルームの利用条件を確認し希望があれば、事業所に「一時保育利用申請書兼希望届」、「**労働条件通知書兼雇用契約書(写し)**」「入所保留通知(写し)」を提出する。事業所は園に提出する。
- ② 利用申込受付後、利用希望者が園の受入能力を上回り全員の利用が困難である場合は法人が定めた基準に基づく優先順位に従って利用調整(選考)を行う。選考後、利用調整(選考)の結果を園から事業所へお知らせする。事業所は本人へ通知、園は「一時保育利用申請書兼希望届」、「雇用契約書(写し)」「入所保留通知(写し)」をPDFで本部総務部へ送付する。(原本は園で保管)総務部は名簿を作成して管理し、労務管理課へ提出する。
- ③ 職員と各保育園・認定こども園の間で所定の手続きを経て、利用開始する。
- ④ 一時保育及びはじめルームの利用は待機児童に対する暫定的な利用であり、引き続き3号認定での入園申込を該当の市役所・認定こども園に申請すること。利用内定を受けた場合は認定こどもとして入園する。

## (5) 利用条件

はじめルーム・一時保育実施施設・金額表

受入施設	利用者負担額 はじめルーム	利用者負担額 一時保育
ふかえ虹こども園	×	1日 2,400円
おかもと虹こども園	1日 2,400円	1日 2,400円

かすみがおか虹こども園	1日 2,400円	1日 2,400円
あかし虹保育園	×	1日 3,000円
北おうじ虹こども園	×	1日 3,000円
めいなん虹保育園	×	1日 3,000円
いせ虹こども園	×	×
とだ虹保育園	×	1日 2,000円
こだま虹保育園	×	1日 2,000円
南よの虹保育園（休止）	×	1日 2,500円
しらおか虹保育園	×	×
にいぞ虹保育園	×	×
かなまち虹保育園	×	1日 3,000円
たいら虹保育園	×	×

①はじめルーム利用条件（おかもと虹こども園、かすみがおか虹こども園）

ア) 利用条件：

- ・育児休業の終了に伴い、復職しなければならない状況にある。
- ・利用児童が満1歳に到達している。
- ・待機児童となっている。

イ) 利用可能日時

月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始は対象外）

7時～18時

\*はじめルームの利用料金

1日 2,400円×利用日数分＝月額利用料

【補助金について】

神戸市内に住民登録し、第二子以降で1歳2歳の場合は半額または全額の補助金支給あり。補助金対象の利用日数制限あり。詳細は神戸市 HP をご覧ください。

②一時保育利用条件（ふかえ虹こども園、おかもと虹こども園、かすみがおか虹こども園）

ア) 利用条件：

- ・待機児童となっている
- ・満1歳～5歳児

イ) 利用可能日時

週3日（土曜日、日祝日、年末年始は対象外）

8時～18時

\*一時保育の利用料金

1日 2,400円×利用日数分＝月額利用料

【補助金について】

神戸市内に住民登録し、第二子以降で1歳2歳の場合は半額または全額の補助金支給あり。(神戸市外の園では補助金対象となりません)補助金対象の利用日数制限あり。詳細は神戸市HPをご覧ください。

③一時保育利用条件（あかし虹保育園・北おうじ虹こども園・めいなん虹保育園）

ア) 利用条件

- ・待機児童となっている。
- ・他の教育・保育施設を利用していない、小学校就学前の子ども
- ・満1歳～5歳児 おおむね生後10か月以降

イ) 利用可能日時

月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始は対象外）

9時～17時

\*一時保育の利用料金

1日 3,000円×利用日数分＝月額利用料

【補助金について】

明石市に住所を有する第二子以降の児童(保育無償化世帯を除く)が待機児童となって一時保育を利用する場合、月額1万円の給付金あり。詳細は明石市HPをご覧ください。

④一時保育利用条件（とだ虹保育園・こだま虹保育園）

ア) 利用条件：

- ・待機児童となっている。満1歳以上小学校就学前の健康で集団保育が可能な子
- ・満1歳～5歳児

イ) 利用可能日時

週3日（土曜日、日祝日、年末年始は対象外）

8時30分～17時

\*一時保育の利用料金

1日 2,000円×利用日数分＝月額利用料

利用日数制限あり。

【補助金について】

戸田市多子世帯保育料軽減事業(第3子以降)は、一時保育には使えません。(0-2歳児)

⑤一時保育利用条件(かなまち虹保育園)

ア) 利用条件

- ・待機児童となっている。
- ・他の教育・保育施設を利用していない、小学校就学前の子ども
- ・1歳児クラス～

イ) 利用可能日時

月曜日～金曜日(土・日・祝日・年末年始は対象外)

8時30分～16時30分

\*一時保育の利用料金

1日 3,000円×利用日数分＝月額利用料

3歳児以上は1日 2,000円

利用日数制限有り。

【補助金について】

多子世帯保育料軽減事業(0-2歳児)の対象にはなりません。

\*利用条件等は園によって異なります。

\*園により上記以外の諸費用(食材費等)がかかる場合があります。

\*半日利用の設定もあります。

\*補助金は住民登録している市町村への申請になります。市外の園を利用した場合に補助金を利用できるかは各市町村によります。

(詳細は市町村へお問い合わせください)

\*詳細は各園へお問い合わせください。

(6) 利用料補助の条件

- ① 週30時間以上勤務する常勤職員は利用料全額を利用料補助として支給する。
- ② 週20時間以上30時間未満勤務する職員は3万円を上限に利用料を利用料補助として支給する。
- ③ 週20時間未満勤務する職員は2万円を上限に利用料を利用料補助として支給する。

- ④ 利用料の領収書・一時保育利用料補助申請書・多子補助金の申請書(写し)は利用した翌月の20日までに本部総務部へ提出する。利用料補助は利用した翌々月の支給とする。
- ⑤ 職員が夫婦で法人に勤務している場合、按分して支給する。  
(5) ① : ② : ③ = 3 : 2 : 1 の比率で計算し、按分する。(10円単位で切り上げる。ただし、按分した2人の合計金額が保育料を超えないように一方で調整する。)  
按分計算したことにより補助金額が各雇用契約の補助上限金額に満たない場合で不利益となる場合は、再計算する。
- ⑥ 支給の範囲は第2子以降の子についても同様とする。
- ⑦ 第2子以降の産前産後休暇中または育児休業中に引き続ききょうだいを預ける場合の利用者負担額保育料については職員負担とする。職員が夫婦で勤務し、育児休業を取得する場合の具体的な按分方法については別表1を参照とする。(10円単位で切り上げる。ただし、按分した2人の合計金額が保育料を超えないように一方で調整する。)  
職員は、産前産後休暇または育児休業を取得する際には必ず園へ連絡する。園は本部総務部へ連絡し、労務管理課は産前産後、育児休業の届出が出た時点で総務部へ連絡する。園、労務管理課、総務部で情報を共有する。
- ⑧ 届出が事実を生じた日の後で支給すべき金額を上回って支給した場合は、以降に支給される給与により精算する。
- ⑨ 利用料補助の支給開始は、届出が月の初日の時はその月から支給し、それ以外の場合は翌月から支給する。
- ⑩ 利用料補助は課税対象とする。

\* 補助金を利用できる場合は、補助金を申請してください。

\* 利用料は各園に職員が支払い、のちに利用料補助として支給します。補助金を申請した場合は利用料から補助金を差し引いた額を支給します。  
また、一時保育利用料以外の諸費用(食材費等)は保育料補助の対象外となります。

\* 利用料補助として支給されるのは、出勤日に一時保育を利用したときです。  
(夫婦ともに出勤していること)

\* 該当の園に勤務する職員は、自身の所属園にこどもを預けることはできません。姉妹園でお申し込み願います。

\* この利用実施要領は、「関西・関東保育園・認定こども園の職員実施要領」の手続きを経て利用内定とならず、入所保留通知が交付され待機児童とな

った場合、職員が日の出福祉会の保育園・認定こども園の一時保育等の利用料を福利厚生の一環として利用するための要領です。

\*問い合わせ先：総務部 藤井まで 080-7225-0065

関西・関東保育園・認定こども園の一時保育利用実施要領(待機児童) 別表1

職員が夫婦で法人に勤務し、育児休業を取得する場合の利用料補助額 按分方法  
利用者負担額保育料が60,000円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 30 時間以上勤務する職員 B
どちらも出勤	30,000円	30,000円
A 出勤 B 育児休業	60,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	60,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 30 時間以上勤務する職員 B
どちらも出勤	25,000円	25,000円
A 出勤 B 育児休業	50,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	50,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間以上勤務する職員 B
どちらも出勤	30,000円	20,000円
A 出勤 B 育児休業	50,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	30,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	37, 500円	12,500円
A 出勤 B 育児休業	50,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	20,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 20 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間以上勤務する職員 B
どちらも出勤	25,000円	25,000円
A 出勤 B 育児休業	30,000円	なし

A 育児休業 B 出勤	なし	30,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 20 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	30,000円	20,000円
A 出勤 B 育児休業	30,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	20,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が50,000円

	週 20 時間未満勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	20,000円	20,000円
A 出勤 B 育児休業	20,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	20,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が30,000円

	週 30 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	22,500円	7,500円
A 出勤 B 育児休業	30,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	20,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

利用者負担額保育料が20,000円

	週 20 時間以上勤務する職員 A	週 20 時間未満勤務する職員 B
どちらも出勤	13,330円	6,670円
A 出勤 B 育児休業	20,000円	なし
A 育児休業 B 出勤	なし	20,000円
A 育児休業 B 育児休業	なし	なし

参考

保育料補助上限金額

週 30 時間以上勤務	なし
週 20 時間以上 30 時間未満勤務	30,000円
週 20 時間未満勤務	20,000円

# 一時保育利用申請書兼希望届

令和 年 月 日

\*申請受付後、利用希望者が園の受入能力を上回り全員の利用が困難である場合は法人が定めた基準に基づく優先順位に従って利用調整（選考）を行います。

選考後、利用調整（選考）の結果をお知らせします。

①

所属法人 :  
所属事業所名 :  
申込者（職員名） :  
住所 :  
電話番号 :  
雇用契約 : ①週30時間以上勤務する常勤職員  
②週20時間以上30時間未満勤務する職員  
③週20時間未満勤務する職員

\*夫婦で3法人に勤務する場合は、②も記入してください。

②

所属法人 :  
所属事業所名 :  
申込者（職員名） :  
住所 :  
電話番号 :  
雇用契約 : ①週30時間以上勤務する常勤職員  
②週20時間以上30時間未満勤務する職員  
③週20時間未満勤務する職員

**\*労働条件通知書兼雇用契約書(写し)を添付すること**

(1) 利用希望者記入欄

利用希望施設	①ふかえ虹こども園 ②おかもと虹こども園 ③かすみがおか虹こども園 ④あかし虹保育園 ⑤北おうじ虹こども園⑥めいなん虹保育園 ⑦とだ虹保育園⑧こだま虹保育園 ⑨かなまち虹保育園⑩南よの保育園(現在休止中)
利用児童氏名	(第 子) 平成・令和 年 月 日生

多子減額補助金申請予定	申請・申請できない
多子減額補助金額	円(各自、市町村 HP 等で確認すること)
利用希望種類	①はじめルーム ②一時保育
利用開始希望日	令和 年 月 日
利用を希望する時間	(平日) 時 分 ~ 時 分 週 回 希望します。
保育するうえで注意してほしい事項	

\*一時保育利用申請書兼希望届、入所保留通知は事業所を通して園へ提出、園は原本保管し、PDF を本部総務部へ送付すること。

\*利用料は毎月園へ直接支払い、利用料の領収書・一時保育利用料申請書・多子減額補助金の申請書(写し)は事業所を通して本部総務部へ利用した翌月の 20 日までに提出すること。

## (2) 利用理由調査票

下記要件に該当する箇所に○を記入下さい

事由	基本点数	状況	父	母
① 就労	100	月 20 日以上かつ週 40 時間以上又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上働いている。		
	90	月 20 日以上かつ週 30 時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上働いている。		
	80	月 16 日以上かつ週 24 時間以上又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上働いている。		
	70	月 16 日以上かつ週 16 時間以上又は週 4 日以上働いている。		
	60	上記には該当しないが、月 64 時間以上働いている。		
② 妊娠 出産	60	母が出産又は出産予定日の前後 8 週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する場合		
③ 保護者の 疾病	100	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養中で保育が困難な場合。		
	70	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。		
	50	疾病などにより、保育に支障がある場合。		
④	100	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1		

保護者の障害		～2級、療養手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合。		
	80	身体障害者手帳3～4級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合。		
	60	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳3級、療養手帳の交付を受けていて、保育が困難な場合。		
事由	基本点数	状況	父	母
⑤ 親族の介護 看護	90	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため月20日以上かつ週40時間以上保育が常時困難な場合。		
	80	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため月20日以上かつ週30時間以上保育が常時困難な場合。		
	70	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため月16日以上かつ週24時間以上保育が常時困難な場合。		
	60	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため月16日以上かつ週16時間以上保育が常時困難な場合。		
	50	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、上記には該当しないが、月64時間以上保育が困難な場合		
⑥ 災害復旧	100	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。		
⑦ 求職活動	70	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している。		
	60	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。		
	50	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。		
	30	上記には該当しないが、月64時間以上の仕事に内定している。		
	20	求職中		
⑧ 保育の		児童を同居の親族もしくは祖父母に預けることが可能な場合		

代替手段		保育所等を利用中の場合（転居・転勤により、やむをえず転所の申込をする場合は除く）	
⑨ 世帯 の状況	30	ひとり親世帯	

# 一時保育利用料補助申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人日の出福祉会が運営する保育園・認定こども園のはじめルーム・一時保育を福利厚生の一環として利用するための申請書を下記の通り届け出ます。

①

所属法人 :  
所属事業所名 :  
申込者（職員名） :  
住所 :  
電話番号 :  
雇用契約 : ①週30時間以上勤務する常勤職員  
②週20時間以上30時間未満勤務する職員  
③週20時間未満勤務する職員

**\*夫婦で3法人に勤務する場合は、②も記入してください。**

②

所属法人 :  
所属事業所名 :  
申込者（職員名） :  
住所 :  
電話番号 :  
雇用契約 : ①週30時間以上勤務する常勤職員  
②週20時間以上30時間未満勤務する職員  
③週20時間未満勤務する職員

(1) 利用希望者記入欄

利用希望施設	①ふかえ虹こども園 ②おかもと虹こども園 ③かすみがおか虹こども園 ④あかし虹保育園 ⑤北おうじ虹こども園⑥めいなん虹保育園 ⑦とだ虹保育園⑧こだま虹保育園 ⑨かなまち虹保育園⑩南よの保育園(現在休止中)
利用児童氏名	(第 子) 平成・令和 年 月 日生

多子減額補助金申請予定	申請・申請できない
多子減額補助金額	円(各自、市町村 HP 等で確認すること)
利用希望種類	①はじめルーム ②一時保育

\*利用料は毎月園へ直接支払い、利用料の領収書・一時保育利用料補助申請書・多子減額補助金の申請書(写し)は事業所を通して本部総務部へ利用した翌月の 20 日までに提出すること。

本部記入欄

①職員名

一時保育利用料補助金額	円
利用月	年 月
備考	

②職員名

一時保育利用料補助金額	円
利用月	年 月
備考	